

学部学生の皆さんへ

広島修道大学  
経 理 課

### 修業年限を超えて在学する場合の諸納付金の減額について

修業年限(4年間)を超えて在学する場合の諸納付金について、一定の要件に該当する場合には、下記のとおり納入金額を減額いたします。

#### 記

1. 対象者 次の各要件に全て該当する者
  - ①修業年限(4年間)を超えて在学すること  
ただし、この年限には休学期間を含めません。
  - ②各年度4月1日において、卒業所要単位数に対して、不足単位数が30単位未満であること
  
2. 減額内容 授業料及び施設設備資金の年額納入金額を半額とする。  
なお、上記以外の実験実習料等諸納付金は減額の対象となりません。  
詳細な金額についてはお問い合わせください。
  
3. 具体的には
  - ①2020年度生で4年間一度も休学せず、不足単位数が30単位未満の場合  
→2024年度の前期から減額の対象となります。
  - ②4年間一度も休学せず、不足単位数が30単位未満の学生で、2024年度前期に休学する場合  
→復学した2024年度後期から、減免の対象となります。
  - ③4年間の間に半期休学し、5年目の前期終了時点で在学期間が4年間となり、不足単位数が30単位未満となった場合  
→減額の対象となりません。
  - ④2019年度生以前の学生で、休学したことがあるが、2024年4月1日現在で在学期間が4年以上となり、不足単位数が30単位未満の場合  
→2024年度の前期から減額の対象となります。

\*不明な点は、経理課または教学センター窓口にお問い合わせ下さい。